

傷病手当金記入方法

被保険者の記入欄について（表題の傷病手当金請求用紙の横に請求する回数を記入下さい）

- ① 保険証の上段の記号・番号を記入下さい。
- ②④ 被保険者名（請求者名）とその住所を記入下さい。
- ⑤ 会社名を記入下さい。退職された方で任意継続被保険者の場合は“**任意継続被保険者**”を記入下さい。
- ⑥ 支店・営業所など②の人と直接連絡できるところを記入下さい。
- ⑦ 資格取得年月日は保険証に書いてあります。
- ⑧ 職種と仕事内容をご記入下さい。任意継続被保険者は、在職していたときの職種と仕事内容を記入下さい。
- ⑨ その病気やケガが発生した日を記入して下さい。
- ⑩ 傷病名は、必ず記入して下さい。
- ⑬ 病気やケガで休んだ期間を記入して下さい。初めて請求の場合休んだ日が連続して3日間（待期期間）あり、4日目以降も休んでいて給料の支払がうけられない場合傷病手当金が支給されます。最初の3日間（待期期間）は有給無給どちらでもかまいません。

待期3日間の考え方 有（有給） 欠（無給）

1 8 日 1 9 日 2 0 日 2 1 日 2 2 日 2 3 日 2 4 日 2 5 日

休(有) 出勤 休(有) 休(有) 出勤 出勤 休(欠) 休(欠) 3日連続して休んでいないので待期は完成せず

休(有) 休(有) 休(欠) 休(欠) 休(欠) 休(欠) 休(欠) 休(欠) 18日19日20日と3日連続して休んでいるので待期が完成し
21日から支給

休日数は、稼働日でなく暦日数で計算して下さい。

- ⑭ ⑬の期間で休んだ期間において体の調子はどうでしたか。必ず詳しく記入して下さい。
- ⑮ 期間中の通院時について、診療内容、投薬内容、医師からの指示内容を詳しく記入して下さい。
- ⑯ 働けるようになるのはいつぐらいからですか。
- ⑰ 今の収入の状況について **老齢厚生年金・老齢基礎年金・障害厚生年金・障害手当金等**を受給している方は○で囲んでください。

支払金融機関(振込先)・受取代理人の欄について

- ⑱ 振込先が親族や事業主など②と違う口座に振込を希望する場合は、⑲と②の請求者と違う口座に振込をする場合に記入下さい。親族等②と姓が同じであっても上段の印と下段の印は同じにしないで下さい。 ②の印と⑲の上段の請求者の印は、同じ印にして下さい。

事業主の証明欄について ①の期間の賃金台帳(給与明細書)の写・出勤簿(タイムカード)の写を添付

- ㉑ ⑬と同じように記入して下さい。ただし、退職日まで請求の場合は退職日までを証明して下さい。
- ㉒ 前もって3ヵ月や6ヵ月定期などを支給している場合は、①の期間の交通費を記入するのではなく、3・6ヵ月定期券の期間を記入下さい。

例 3/16～4/15まで欠勤中に 交通費は、1/16～7/15 まで6ヵ月定期を前もって支給した場合

“**電車** 1月16日から7月15日まで(6ヵ月定期)を支払った”と記入して下さい。

事業主の証明欄の下には、会社の担当者名（社会保険労務士）を記入下さい。

- ㉓ ①の期間中給与を支給しない場合は“**支給せず**”と記入。①の期間の途中から支給されなくなった場合は“**〇月〇日以降支給せず**”と記入して下さい。証明日を必ず記入して下さい。

療養を担当した医師の意見欄について（この意見欄記入には保険がききます。）

この意見欄をもとにして支給決定をしますので**楷書で、丁寧に、わかりやすく**記入してください。

- ㉔ の日数を間違えないで下さい。
- ㉕ ㉔の期間における主たる症状および経過、治療内容、検査結果、療養指導また、症状経過からみて従来の職種について労務不能と認められた医学的な所見等を詳しく記入して下さい。

添付書類について

賃金台帳(給与明細書)について

第一回目の請求と最後の請求については請求する期間1ヵ月前からの出勤簿の写と賃金台帳の写が必要です。

出勤簿(タイムカード)

①請求する期間に賃金の支払がある場合は、必ず賃金台帳(給与明細書)の写の余白にその賃金の計算の方法と計算式を下記のように記入下さい。

“欠勤控除して支払った 基本給25万/稼働日数20日×欠勤日数10日”

“出勤した分だけを支払った（基本給15万+職能給12万）/年間平均稼働日数20.42日×出勤日数10日”

“日給者なので出勤した分だけを支払った 日給 7,000円×出勤日数10日”

など余白に記入して下さい。

- ②コンピューターの処理上の問題などで、休んでいる期間の賃金台帳(給与明細書)やタイムカードが作成できない場合は、事業主の印による証明書が必要になります。（下記記載例）

例 A 4の用紙 証明書

証明書

当社員 織物太郎 は、
2・3月分（平成21年1月21日から平成21年3月20日まで）は病気の為欠勤し、当該期間給与を支給していないことを証明します。

平成21年4月20日
ノイエ・サン・スーン備
事業主 健保太郎 ㊤

医師の診断書について

医師の診断書ではなく、**医師の意見書が必要**となります。この用紙の“療養を担当した医師の意見欄”に記入いただければ十分です。

なお、この用紙にかかる医師の意見欄記入には保険がききます。

雇用保険受給期間延長通知書の写が必要です。

療養状況等報告書が必要です(HPからダウンロードできます)。

年金をもらっている方は、**裁定通知書・改定通知書の写**が必要です。

退職後の請求の場合は事業主の証明は不要ですが、**雇用保険受給期間延長通知書の写が必要**です。この通知書の手続き方法は、**最寄りの公共職業安定所**に問い合わせして下さい。雇用保険と傷病手当金の両方をいっしょに受給することはできません。

また、**老齢厚生年金・老齢基礎年金・障害厚生年金・障害手当金・退職共済年金**をもらっている方は、**裁定通知書・改定通知書の写しが必要**です。

※平成13年4月1日より老齢（基礎・厚生）年金を受給している方または、同一の傷病に関して障害厚生年金・障害手当金を受給している方は、傷病手当金との調整があります。詳しくは給付課にお問合せ下さい。

問合せ先 〒103-8554 東京都中央区日本橋堀留町1-9-6

東京織物健康保険組合 給付課03-3661-2254

平成31年4月